

（個室型店舗の避難管理）

第58条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ（規則第5条第2項第1号に規定する店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営むものをいう。）、漫画喫茶（同号に規定する店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営むものをいう。）、テレホンクラブ（同項第2号に規定する店舗をいう。）、個室ビデオ（同項第3号に規定する店舗をいう。）その他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の関係者は、個室型店舗の避難通路に面して設ける外開き戸について、当該戸を開放した場合に自動的に閉鎖する措置を講じることにより、当該避難通路を避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難に際し、当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

※ 改正経過：追加〔平成22年条例第24号〕

【趣旨】

本条は、カラオケボックスやインターネットカフェ、個室ビデオ等のいわゆる個室型店舗の関係者に対し、火災発生時において来客、従業員が迅速かつ確実に避難できるようにするための避難管理について定めたものである。

個室型店舗は、個室が比較的狭い空間に密集して、遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる形態の店舗であり、通路が狭く複雑な構造であることが多いため、避難通路に面して設けられた外開き戸が開放状態になると、火災の際の避難に重大な支障を生じることになる。このことから、個室型店舗においては、避難通路に面する外開き戸が自動的に閉鎖する措置により避難通路を確保し、当該個室の利用客が安全に避難できる対策をとるものである。

本条の規定は、平成20年10月1日に発生した大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、平成18年7月に消防庁に設置された「予防行政のあり方に関する検討会」において、個室型店舗の防火安全対策に係る考え方が示されたことを踏まえ、札幌市においても、平成22年に条例を改正し、本条を規定したものである。

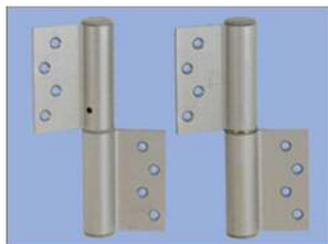
【解説】

- 1 本条の対象は、個室型店舗である。また、「その他これらに類するもの」とは、政令別表第1（2）項ニに掲げる用途に類似する個室型の店舗を想定しており、省令第5条第2項第2号に規定する店舗及び同項第3号に規定する店舗に該当しない個室型の店舗も含むものである。例えば、客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供されず、省令第5条第2項第3号に規定する「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第2条第1号に規定する興行場」に該当しない「個室型のビデオ試写室」は、「その他これらに類するもの」に該当する。なお、「その他これらに類するもの」には、政令別表第1（2）項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシュミレーター等は含まない。
- 2 規制対象は、個室型店舗の避難通路に面して設ける全ての外開き戸とする。よって、当該個室型店舗の避難通路に面して設ける外開き戸であれば、客が利用する個室や従業員が使用する事務室等の「部屋の用途」、あるいは目隠し程度のパーティションで仕切られた部屋等の「部屋の形態」に関わらず、規制対象になる。
- 3 個室型店舗以外の政令別表第1に掲げる防火対象物であって、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる従属により他の用途に該当するものについては、規制対象とする。
- 4 「当該戸を開放した場合に自動的に閉鎖する措置」とは、避難時の障害とならず、かつ確実に作動するよう措置することをいう。なお、ドアクローザー等の製品を使用する際は、ストッパー機能がないものとする。

● ドアクローザー等の製品例



ドアクローザー

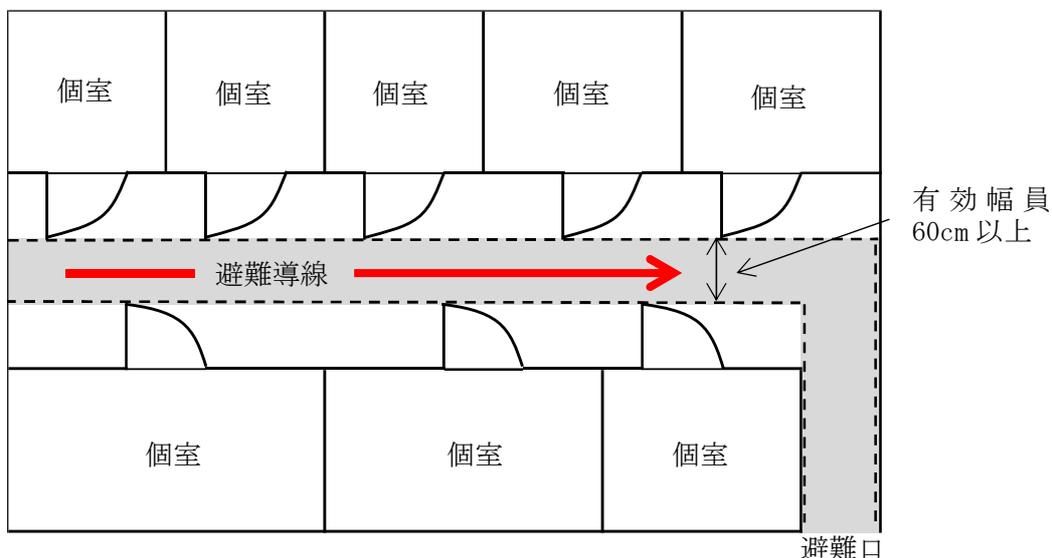


ヒンジクローザー（丁番型）

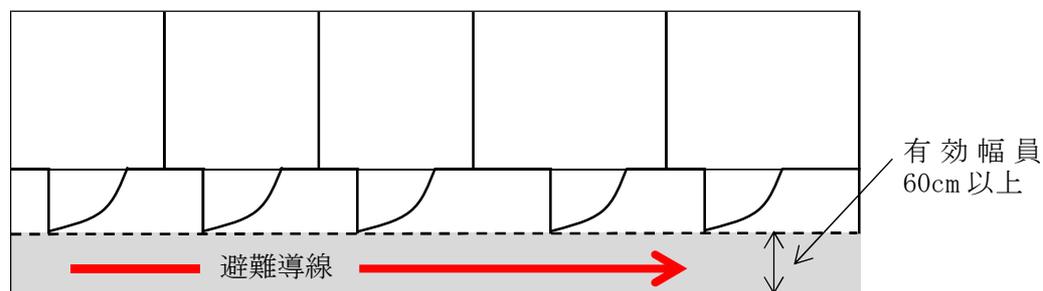
5 「避難に際し、当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるもの」の例については、以下のとおりである。

(1) 避難通路を挟んで対面して設ける外開き戸をともに開放した場合（図1参照）又は避難通路の片面に設ける外開きを開放した場合（図2参照）において、当該避難通路の有効幅員が60センチメートル以上で、かつ直線的に確保されているもの

● 図1

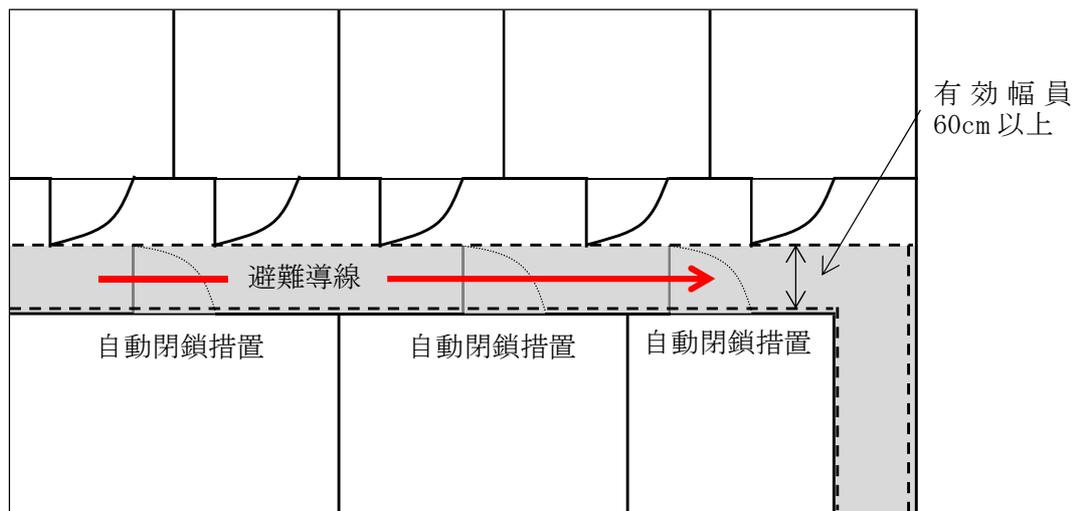


● 図2



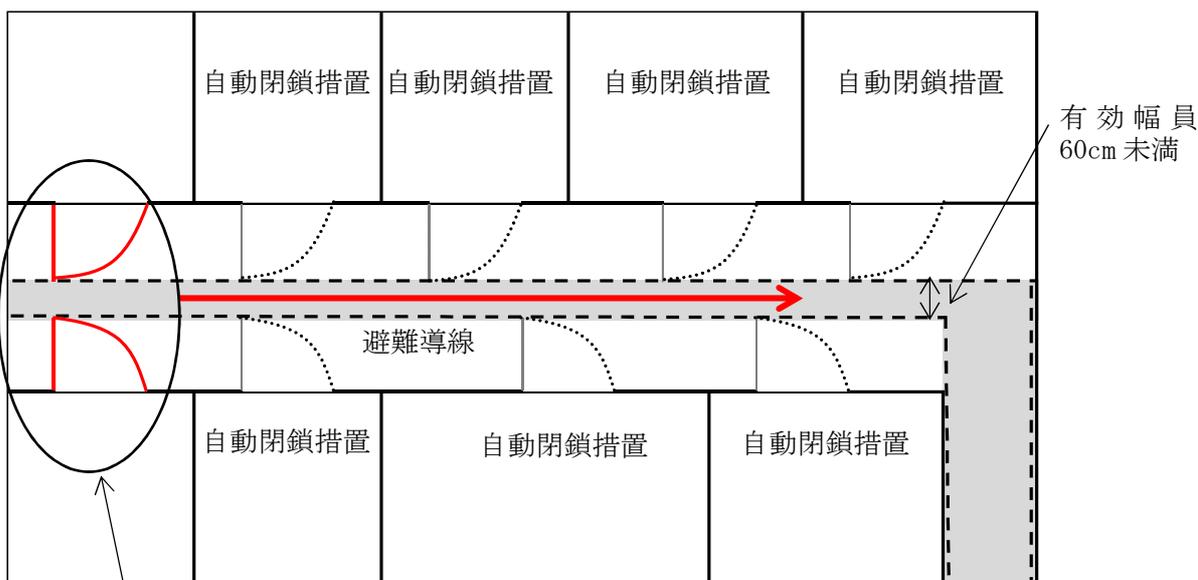
(2) 避難通路を挟んで対面して設ける外開き戸のうち、片面の外開き戸にのみ自動閉鎖措置を講じた状態で、自動閉鎖措置を講じていない外開き戸を開放した場合において、当該避難通路の有効幅員が60センチメートル以上で、かつ直線的に確保されているもの（図3参照）

●図3



(3) 避難通路に設ける外開き戸を開放した場合において、避難の際、当該開放された外開き戸の前を通過する者が全くいないもの（図4参照）

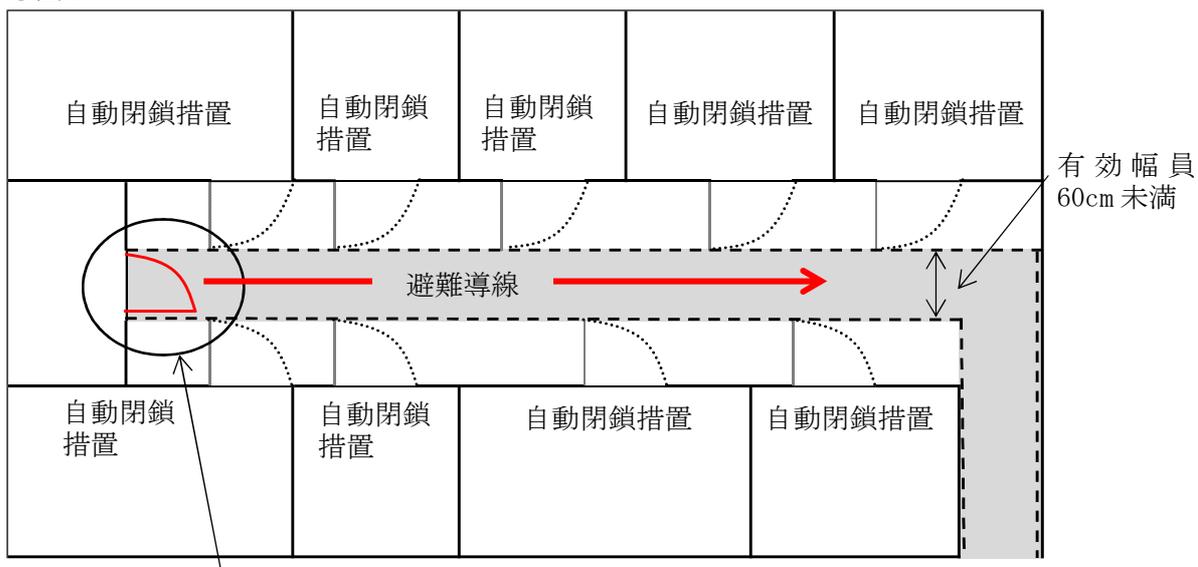
●図4



この2部屋の戸に関しては、当該戸を開放しても（外開き）戸の前を通過する者がいないため、自動閉鎖措置を施さなくてよい。

(4) 行き止まりに設ける外開き戸を開放した場合において、他の外開き戸の開閉に支障がなく、かつ当該他の外開き戸からの避難に支障とならないもの（図5参照）

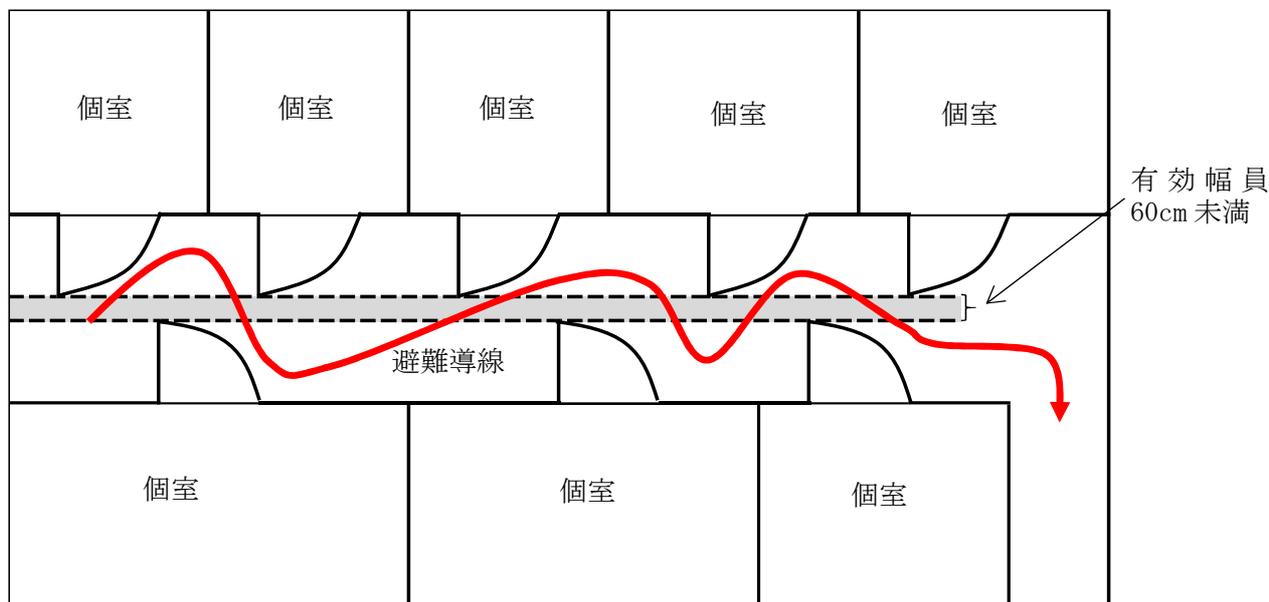
●図5



この部屋は行き止まりの部屋であり、戸を開放しても当該（外開き）戸の前を通過する者がいないため、自動閉鎖措置を施さなくてよい。

6 図6のとおり、避難通路の導線をジグザグとした場合には、避難の容易性・安全性の観点から避難上支障がないと認められず、第58条の3ただし書の規定を適用することができない。

●図6



【参考】大阪市・個室ビデオ店火災の概要

1 概要

平成20年10月1日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店「キャッツ」において、死者15人、負傷者10人（うち1人が10月14日に死亡）という重大な人的被害を伴う火災が発生した。消防庁では、消防法第35条の3の2の規定により消防庁長官が行う調査として現地に職員を派遣し、大阪市消防局とともに火災原因調査を行った。

2 被害拡大の要因

以下の要因により、多数の利用客が逃げ遅れたことが考えられる。

- (1) 火元の個室から流出した煙・熱が短い時間のうちに通路に充満して、避難経路が絶たれたこと。
- (2) 密室構造の個室において、利用客はヘッドホンの使用等により、火災の発生に気づきにくい状況であったこと。
- (3) 自動火災報知設備が設置されていたが、作動中に警報が停止されたおそれがあること。
- (4) 通路は狭く複雑で、行き止まりの構造であり、かつ、個室入口の扉は外開きで、避難の際に通路側に開放されたままの状態となり、避難に支障を生じやすい状況であったこと。
- (5) 防火管理上の教育・訓練が十分実施されておらず、従業員による初期消火、避難誘導等の応急活動が適切に行われなかったこと。

3 本火災を踏まえた対策

消防庁では、本火災を踏まえ、有識者等から構成される「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、個室ビデオ店等における防火安全対策を検討し、以下のとおり、対応の考え方、提言がまとめられた。

(1) 課題

- ア 火災の早期覚知・伝達（自動火災報知設備の機能を一部強化）
- イ 通路の避難障害（煙の中での避難方向の提示、扉の開放による避難障害の除去）
- ウ 防火管理体制（消防訓練の実施、夜間の応急体制等）
- エ 消防機関における立入検査、違反是正等（防火上の不備を是正）

(2) 対応の考え方

- ア 火災の早期覚知・伝達手段の確保
 - (ア) 自動火災報知設備の早期設置の促進
 - (イ) 個室ビデオ店等に対応した自動火災報知設備の機能等の確保
 - a 感知器の種別について、個室内においても煙感知器を設置
 - b 個室でのヘッドホン使用に伴い、火災警報の聞き取りに支障を生じないよう措置（ヘッドホンの音響停止、警報用ベルの増設等）
 - c 火災の警戒体制の確保（従業員の巡回、防犯カメラによる監視等）

⇒ 以上省令等の改正により対応（平成21年総務省令第93号）
 - イ 通路での煙等による避難障害への対策の確保
 - (ア) 誘導灯又は蓄光式誘導標識を床又はその近辺に設置。合わせて、利用客にあらかじめ避難方法を周知（個室への避難経路図の掲出等）

⇒ 省令等の改正により対応（平成21年総務省令第93号）

 - (イ) 個室の扉が自動的に閉鎖するよう措置（自動閉鎖装置の設置等）
 - ⇒ 市町村の火災予防条例改正により対応（札幌市の場合は、平成22年札幌市条例第24号）
- ウ 防火管理体制の確保に関する支援促進

消防庁において、平成20年度第2次補正予算等により、次の支援事業を実施

 - (ア) 消防訓練マニュアルを作成し、全国の消防機関へ配布
 - (イ) 消防機関において訓練指導等を行うための人員を支援

⇒ 以上、各消防機関による消防訓練の支援促進の実施により対応
- エ 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化
 - (ア) 個室ビデオ店等において、立入検査・違反是正を重点的に実施
 - (イ) 建築部局など関係行政機関との連携を推進
 - (ウ) 消防機関において、立入検査等に必要な体制を積極的に確保

⇒ 以上、消防庁において立入検査マニュアル及び違反是正マニュアルを改正、各消防機関による立入検査及び違反是正の実施により対応